



令和6年9月3日

市政記者クラブ 様

環境局地域環境対策部地域環境対策課
担当課長(環境影響評価・化学物質) 川瀬(972-2676)
課長補佐(有害化学物質対策) 水貝(972-2677)

土壌汚染の報告について

下記のとおり、「土壌汚染対策法」に基づき、土壌汚染の報告がありましたのでお知らせします。

記

1 報告者 株式会社ヤマサホールディングス

2 報告日 令和6年8月30日

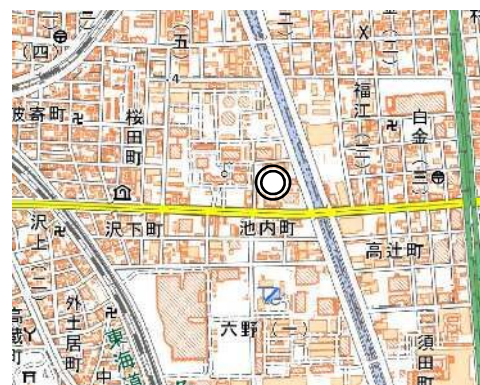
3 報告の概要

(1) 対象地名 名古屋市熱田区桜田町敷地

(2) 所在地 名古屋市熱田区桜田町2002番2、
2002番3、2009番

(3) 対象地の概要 旧事業所及び旧駐車場(平成12年頃から令和6年3月)
6,025.35 m²(工業地域)

(4) 汚染状況



この背景地図等データは、国土地理院ウェブサイト(国土地理院地図)の一部編集して使用している。

項目※1	汚染物質	基準超えの濃度範囲	基準に対する倍率	基準	超過区画数／調査区画数※2
土壌溶出量調査	カドミウム及びその化合物	0.0049～0.010 mg/L	1.6～3.3 倍	0.003 mg/L 以下	2／67
	鉛及びその化合物	0.011～0.038 mg/L	1.1～3.8 倍	0.01 mg/L 以下	3／67
	砒素及びその化合物	0.011～0.18 mg/L	1.1～18 倍	0.01 mg/L 以下	26／67
	ふっ素及びその化合物	0.85～1.9 mg/L	1.1～2.4 倍	0.8 mg/L 以下	7／67
土壌含有量調査	鉛及びその化合物	240 mg/kg	1.6 倍	150 mg/kg 以下	1／67

※1 土壌溶出量は土壌に含まれる汚染物質が地下水に溶け出す量、土壌含有量は土壌に含まれる汚染物質の量を示します。

※2 調査対象地における平面図上で、試料採取によって評価した区画数を示します。

(5) 対象地の状況

対象地は、飛散防止措置等がとられています。

地下水調査では基準に適合していたため、地下水汚染の拡散のおそれはありません。

4 本市の対応

報告者に対し、適切な土壌汚染対策を実施するよう指導を行います。

「土壌汚染対策法」に基づく区域の指定を行い、その旨を公示する予定です。

<参 考>

① 名古屋市熱田区桜田町敷地において過去に公表した土壌汚染（令和6年1月11日公表分）

項目	汚染物質	基準超えの 最大濃度	基準に対する 倍率	基準
土壌溶出量 調査	六価クロム 化合物	0.20 mg/L	4.0 倍	0.05 mg/L 以下
	シアン化合物	0.1 mg/L	—	検出されないこと
	鉛及び その化合物	0.013 mg/L	1.3 倍	0.01 mg/L 以下
	砒素及び その化合物	0.026 mg/L	2.6 倍	0.01 mg/L 以下
	ふっ素及び その化合物	1.3 mg/L	1.6 倍	0.8 mg/L 以下
土壌含有量 調査	鉛及び その化合物	170 mg/kg	1.1 倍	150 mg/kg 以下

② 基準を超過した物質の毒性について

【カドミウム及びその化合物】

急性毒性： 急性経口致死量は確認されていないが推定値で数百 mg、中毒量は 15 mg で悪心、嘔吐などの症状を呈する。10 mg/L を飲料水の形で短期間暴露した場合、鉄の消化管からの吸収が一部抑制されることが認められている。

慢性毒性： 異常疲労、臭覚鈍化、貧血、骨軟化症など。

*15 mg は、今回の土壌溶出量の汚染物質濃度（0.010 mg/L）では、水 1.5 kL に含まれる量になります。

【鉛及びその化合物】

急性毒性：嘔吐、腹痛、下痢、血圧降下、乏尿、昏睡。可溶性鉛塩の経口致死量は 10 g といわれている。

*10 g は、今回の土壌溶出量の汚染物質濃度（0.038 mg/L）では、水 260 kL に含まれる量、土壌含有量の汚染物質濃度（240 mg/kg）では、土 42 kg に含まれる量になります。

慢性毒性：高濃度の中毒症状は、貧血、消化管の障害、神経系の障害等。血液中鉛濃度が 0.4～0.5 mg/L を超えて長期間暴露された場合に障害がみられる。

発がん性：国際がん研究機関（IARC）は、鉛の無機化合物をグループ 2A（人に対しておそらく発がん性がある）に分類している。また、鉛そのものをグループ 2B（人に対して発がん性があるかもしれない）、鉛の有機化合物をグループ 3（人に対する発がん性については分類できない）に分類している。

【^ひ砒素及びその化合物】

急性毒性：70～200 mg の摂取により、嘔吐、下痢、脱力感、筋肉けいれん等が現れ、昏睡後死亡する。

*70 mg は、今回の土壌溶出量の汚染物質濃度（0.18 mg/L）では、水 390 L に含まれる量になります。

慢性毒性：3～6 mg/L の量の長期摂取によっても起こり、一般的には目・鼻・喉等の粘膜炎症に続き、筋肉の弱化、食欲減退が起こる。

発がん性：国際がん研究機関（IARC）は、砒素及び砒素化合物をグループ 1（人に対して発がん性がある）に分類している。

【ふっ素及びその化合物】

急性毒性：NaF を 6 mg/日以上摂取し続けていると、ふっ素症となり、体重減少、悪心、嘔吐、便秘等をきたす。SiF₄では、胃軟化症、神経痛等を起こす。

一般成人が一度に 100 mg 以上摂取すると、腹部の激痛、嘔吐、悪心を起こし、2,500 mg 以上の摂取で中毒死する。

*100 mg は、今回の土壌溶出量の汚染物質濃度（1.9 mg/L）では、水 53 L に含まれる量になります。

慢性毒性：ふっ化物で中毒したラットの場合、腎臓における脂肪酸酸化酵素活性が著しく減少し、また、肝臓中の窒素及び脂肪含量が減少することが見い出されている。また、ふっ素中毒では、炭水化物の代謝障害も見られている。

飲料水等からふっ素を長期間過量に摂取した場合、飲料水のふっ素濃度2 ppm以上で斑状歯を生じ、8 ppm以上で骨硬化症となる。

発がん性：動物実験で発がん性を示すデータがない。

出典「改訂4版水道水質基準ガイドブック」「化学物質ファクトシート（環境省ウェブサイト）」
（下線部分は、名古屋市において挿入しました。）